

令和4年第3回上里町議会定例会会議録第5号

令和4年6月13日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第12 （町長提出議案第36号）監査委員の選任について
日程第13 （町長提出議案第37号）令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）について
日程第14 （意見書第1号）インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）について
日程第15 （意見書第2号）農業災害支援と食料自給率向上を求める意見書（案）について
日程第16 議員の派遣について
-

出席議員（14人）

1番 石井 慎也 君	2番 伊藤 覚 君
3番 金子 義則 君	4番 戸矢 隆光 君
5番 高橋 勝利 君	6番 飯塚 賢治 君
7番 猪岡 壽 君	8番 齊藤 崇 君
9番 植原 育雄 君	10番 高橋 正行 君
11番 新井 實 君	12番 沓澤 幸子 君
13番 高橋 仁 君	14番 黛 浩之 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長 山下 博一 君	副 町 長 江原 洋一 君
教 育 長 埴岡 正人 君	総 務 課 長 山下 容二 君
総合政策課長 坪本 和馬 君	町民福祉課長 亀田 真司 君
子育て共生課長 飯塚 郁代 君	

事務局職員出席者

事 務 局 長 神村 輝行 係 長 飯塚 剛

◎開 議

午前10時50分開議

○議長（黛 浩之君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案36号 監査委員の選任についての件、議案第37号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件、以上2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号 監査委員の選任についての件、議案第37号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第12 町長提出議案第36号 監査委員の選任について

○議長（黛 浩之君） 日程第12、町長提出議案第36号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 御提案申し上げました議案第36号 監査委員の選任について御説明申し上げます。

委員の小島崔氏が6月10日をもちまして任期満了となりました。新たな監査委員として、川浦計男氏を選任いたしたく御提案申し上げるものでございます。

川浦計男氏は、大字七本木5720番地在住で、昭和21年6月8日生まれ、現在76歳でございます。

川浦氏の経歴について御紹介いたします。

川浦氏は、昭和45年3月に大学を卒業され、同年4月に埼玉県庁に入庁、本庄土木事務所に配属され、以来37年にわたり県庁の各部局、各地域機関におきまして経理、総務、管理部門を

中心に経験されてこられました。町の役職としましては、平成25年10月から、上里町教育委員会委員を1期4年務められました。

以上のことから、川浦氏は、人格、識見はもちろんのこと、埼玉県庁で培った経理、総務、管理部門での経験、さらに教育委員会委員の経験から、町行政の実情も把握しており、監査委員としてふさわしい方でありますので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をいただきたく、ここに御提案申し上げる次第でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第36号 監査委員の選任についての件を起立により採決いたします。

本案はこれに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

◇

◎日程第13 町長提出議案第37号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（黛 浩之君） 日程第13、町長提出議案第37号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 江原洋一君発言〕

○副町長（江原洋一君） 御提案申し上げました議案第37号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,264万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億853万4,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によると規定するものでございます。

2ページを御覧ください。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款15国庫支出金は1億1,264万円の増額補正となり、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金（その他世帯分）などの増額となっております。

款20繰越金は3,000円の増額補正となり、前年度繰越金の増額となっております。

歳入合計は現計予算に対して1億1,264万3,000円を追加し、99億853万4,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款3民生費は1億1,264万3,000円の増額補正となり、主な内容は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）などの増額となっております。

歳出合計も歳入同様、現計予算に対し1億1,264万3,000円を追加し、99億853万4,000円とするものでございます。

以上、令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）の提案説明を申し上げます。慎重御審議の上御議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、総合政策課長が一般会計補正予算資料で御説明申し上げます。

○議長（黛 浩之君） 次に、担当課長より詳細説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 坪本和馬君補足説明〕

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） お尋ねしたいのは町民福祉課のほうの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金なんですけれども、令和3年度に給付世帯であったにもかかわらず、給付ができ

ていなかった世帯、なぜそういう世帯が残されたのかということと、見込みの952世帯のうちの令和3年度分に支給すべき世帯と、令和4年度に支給すべき世帯の見込み人数はどのようになっているのか。もしかしたらかぶっている可能性もあるので、お願いしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 町民福祉課長。

〔町民福祉課長 亀田真司君発言〕

○町民福祉課長（亀田真司君） 沓澤議員の御質問に御説明を申し上げます。

1つ目、令和3年度の給付事業の中で家計急変世帯、受給資格があるにもかかわらず、申請がされないことによって家計急変世帯の給付ができなかった、受給ができなかったということ、なぜ残されたのかというふうなところがございますけれども、まず、今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、前の6月補正のときにもお話をしたとおり、住民税非課税世帯、今度追加議案で出させていただいたところについては令和4年度分の住民税非課税世帯が給付対象になる。また、家計急変世帯ですね、令和4年度非課税分というものに関しましては、令和4年度住民税が非課税であったにもかかわらず、令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルスの影響で減収したというものでございます。

なぜ令和3年度分の給付に当たって家計急変世帯が残されたのかというものでございますけれども、非課税世帯への給付については課税情報を活用してある程度の対象者が限定、見込めるわけですが、家計急変世帯については申請方式でやっていたものでございますので、家計急変世帯からの申請がないと、まずはこちらの把握する状況というのはなかなか難しかったというふうなことでございます。

当初、家計急変世帯、令和3年度分については400世帯を見込んでいたのですが、実際令和3年度の家計急変世帯は22件ですか、現在のところ申請がありました。なかなか400世帯見込んだという根拠が難しいところでもあったのですが、町の社会福祉協議会のほうで申請受付をしています緊急小口資金とか総合支援資金等の貸付人数を根拠といたしまして当初400世帯というふうに見込んだんですけれども、そういった申請の難しさというのもあったのでしょうか、当初見込んだ申請件数にはなかなか追いつかなかったというふうな状況がございます。それは上里町だけではなくて、恐らくほかの市町村についてもそういった傾向があったのかというふうには思います。

それで支給要領が一部改正されまして、令和3年度家計急変世帯で受給できなかった世帯を令和4年度の非課税世帯として取り込むことによって、家計急変として申請ができなかった方を対象にするというふうな目的で、6月1日から支給要領が改正されましたので、恐らくは家計急変世帯として受給できなかった方は、令和4年度の非課税世帯としてある程度救われるのではないかというふうには考えております。

もう一つ目の令和3年度と令和4年度の見込みの数というふうなことでよろしかったでしょうか。

令和3年度につきましては、非課税世帯への給付を当初3,000世帯弱、2,900世帯ちょっとを見込んでおりました。家計急変世帯については先ほどお話をしたとおり400世帯を見込んでいたところでした。

令和4年度の給付分につきましては、令和4年度の住民税非課税世帯については932世帯を、一方、家計急変世帯につきましては、これまでの家計急変の申請状況、あるいはそういった方たちが令和4年度に非課税世帯分として受給対象となるというふうな見込みを立てまして、家計急変につきましては20世帯、合計で952世帯を対象としているところでございます。

以上です。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第37号 令和4年度上里町一般会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（黛 浩之君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました議案につきまして、慎重御審議の上御議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

私にとりましても2期目に就任して初めての定例会ということで、御指導、御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

本格的な梅雨入りと、これから夏本番となり暑さも厳しくなります。議会議員の皆様におかれましては健康管理には十分注意をしていただき、引き続き町政の発展、推進に格段の御支援、御協力をお願い申し上げます。お礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黛 浩之君） 暫時休憩いたします。議員はそのままお待ちください。

午前11時10分休憩

午前11時11分再開

○議長（黛 浩之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） お諮りいたします。

ただいま沓澤幸子議員ほか3名から、意見書第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか2名から、意見書第2号 農業災害支援と食料自給率向上を求める意見書（案）についての件、以上2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）についての件、意見書第2号 農業災害支援と食料自給率向上を求める意見書（案）についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第14 意見書第1号 インボイス制度の中止を求める意見書（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第14、意見書第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番沓澤幸子です。

意見書第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）について、会議規則第14条

の規定により提出いたします。

それでは、案文を読み上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

2023年10月のインボイス制度実施に向けたインボイス発行事業所の登録申請が始まっています。インボイス（適格請求書等保存形式）とは、消費税8%と10%の税率ごとに金額をまとめた領収書・請求書のことで、税務署から発行される登録番号が記載されています。

しかし、この制度が実施されると、今まで消費税の納税を免除されていた年収1,000万円以下の小規模事業者は、元請などから課税業者になることを求められることとなります。元請は、仕入経費の消費税を差し引かなければ、納税額が膨らんでしまうため、結果としてインボイスを発行できない未登録事業者を取引から排除することになりかねません。一方で、登録事業者になると、売上高にかかわらず納税義務が発生し、複数税率ごとの金額をまとめた領収書の保存や記帳、請求書の様式変更のシステム改修など多大な事務・経費も生じます。

インボイス制度実施は、登録の有無にかかわらず、小規模事業者の負担が増加するという深刻な問題となります。小規模事業者は仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況にあり、同制度の導入を契機とした廃業や、複雑な納税事務を回避するため、免税事業者にとどまる事業者の意欲低下を招くなど、長引くコロナ禍で打撃を受けている事業者に追い打ちをかけることになり、地域経済の衰退に拍車をかけることにつながります。

インボイス制度の実施については、「一人親方や免税業者が取引先から排除される」（建設業）、「約9割が免税事業者」（農家）、「高齢化が進むダンプ労働者が課税業者になれば負担がかかり廃業する」（運送、個人タクシー等）、「コロナ禍で廃業や倒産に追い込まれている文化・芸術業界にさらなる納税義務は困難」（日本エンターテイメント連盟）といった切実な声が各界から上がり、日本商工会議所や中小企業家同友会全国協議会、全国商工団体連合会など、多くの中小企業団体からも制度の導入延期・凍結・中止を求める意見表明が相次いでいます。

よって、政府におかれては、中小零細業者や個人事業者など企業の経営を守り、コロナ禍で傷ついた日本経済を立て直すために、インボイス制度の実施を中止するよう強く要望します。

こうした内容になっております。

慎重審議していただきまして、ぜひ御議決賜りますようお願いしまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

5 番高橋勝利議員。

〔5 番 高橋勝利君発言〕

○5 番（高橋勝利君） 今回の国会が近日中に終了する、これの意見書についてはいつのときの国会のほうで取り扱う内容なのか。事前に前から用意されていたのであれば、今国会に間に合うように提出してもよかったのではないかと思うんですけれども、その辺のところを提案者にお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） インボイス制度の実施そのものは来年の10月からになります。既に前年度から申請受付が始まっています、申請受付が始まると同時に、この内容が本当に中小業者に大きく関わってくるという、そういう中で、身近な事業者からもこの制度はどうかと聞かれたりするようになってきているのが実態だと思います。

そして今回の国会に間に合わせるようにと、自治体によっては早くにもう意見書を上げています自治体もありますけれども、来年の10月を踏まえて、今回間に合うように提出していきたいということで用意をしたわけであります。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 6 番飯塚です。

このインボイス制度を、なぜ、導入の経緯というか、どうしてインボイス制度が必要になるのかというのが提出者のほうで分かりましたら、お教え願えますでしょうか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔1 2 番 沓澤幸子君発言〕

○1 2 番（沓澤幸子君） このインボイス制度は、消費税が8%と10%に分かれたことによって、今までですと領収書で、消費税が全部8%だったときは消費税分を計算して、それで認めていただいたわけですがけれども、差が出ることによってそういうことが不可能になってきますので、いわゆる消費税分としてきちっと漏れがなくということでしょうか、取っていくということが一つだと思います。しかし、このことによって、財務省が試算している数字ですがけれども、161万人が新たに課税事業者になるという試算で、政府とすれば2,480億円の増収を見込んでいます。ですので、いかに小規模なところからの税収が増える、いわゆる負担が増えるということになっていくのかなというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） 飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） ありがとうございます。もう少し私の見解のほうではあるんですけども、その消費税についての納税の在り方、これがかなりごまかし等での確に納められていないという事実、これはまさしくあるわけでございますけれども、これの一つの改善を図らなければいけないという意味合いもあるかというふうに思っております。消費税の納税に対しては、的確に納税していくというふうになるのであれば、このインボイス制度というのはこれから増収の248億円というのがただいま示されましたけれども、それは国のほうに入っていったら、消費税の使い方という社会保障のほうにしっかり使えるような納税の仕方、これは当然のことではないのでしょうか、その辺の御説明をお願いします。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 中小企業を守っていく立場もあると思うんですけども、1,000万円以下の中小業者に対しては消費税を今まで払わなくて、免除されていたということであります。だからと言って、元請が損をしていたかということ、そうではなくて、元請はちゃんとそれを計算によって保障されていたわけですね。でも、今度、事業者登録をしなければ、元請は登録から外れている人たちに仕事をお願いするとその分を自分が請け負わなくてはいけなくなるので、結果的に中小業者が経営が困難になるということにつながっていくと思います。

一方で、消費税の税率が上がることによって、輸出に力を入れている大企業などは戻り税がすごく何兆円という規模で入ってきているところもあるんです。ですので、確かに2,480億円って大変なお金です。これはあくまでも決定ではなくて、財務省が試算した金額なんですけれども、でもその背景にあるのは、やっとならなかろうかという中で営業を続けている人たちに、赤字であっても消費税は払わなければいけないという大変厳しいことになりますので、結果的に言えば、仕事を辞めてしまうという、また上里町などではシルバー人材センターの方たちも対象になります。本当に僅かなところも全部対象、そして領収書とかそういうものをきちっと保管してと、そんなことになるなら仕事をもう辞めようかという、意欲をなくすような重大な問題だというふうに思っています。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

5番高橋勝利議員。

〔5番 高橋勝利君発言〕

○5番（高橋勝利君） 各政党間の議論というのが全く分からないんですよ。やはりこの種の問題は国会の中で十分な議論が必要だというふうに私は思うんですよ。ところが、現在のところ、これは提案者がこういう資料を手に入れているわけですけども、実際に各政党間でそれ

ぞれ考え方というのは持っているのではないかと思うんです。その推移を見て、我々もこのことについてどうするかという結論を出す時期があると思うんですけれども、今日この時点でこれを決めるということについては、もう少し提案者のほうで説明をしていただきたいと思います。どこまで国会の中で政党間で議論がされてきたのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 国では、いわゆる2023年10月の実施に向けて今動いているということとあります。そういう中で、動き出した中で、上里町も今度説明会が予定されているようなんです。そうやって動き出している中で、やはり生活者の実態から出てきた意見として私はこの意見書をまとめました。

各党の議論とか、そういう問題ではなくて、この意見書というのは決まったことに対して、決まってないことでもいいんですけれども、国に対して下からの要望ですので、内容を吟味していただいて、判断していただくということになると思います。判断できないのであれば、やはり保留という形をとるのかなというふうに思います。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

6番飯塚賢治議員。

〔6番 飯塚賢治君発言〕

○6番（飯塚賢治君） 6番飯塚でございます。

先ほど、この文書の中には8%と10%、消費税について話があった。それがあがるがゆえに、要するに煩雑になってしまう、こういう制度が用いられるという内容をお聞きしました。すなわち軽減税率ですよ。この軽減税率を導入した経緯というのは、生活者目線で生活を行っていくために必要な食品、食材、そういったものは8%に据え置かれた。当初は10%に一律もっていく話ではございました。もしインボイス制度を取りやめということになれば、そしたら政府のほうで、それでは10%だったら問題ないね、10%一律という形をとられた場合、これは提案者はどういうふうにお考えになりますか。

○議長（黛 浩之君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 8%に据え置かれたという問題については、私は当然必要な措置だったというふうに思っています。本来であれば、生活に必要な食料品等につきましてはゼロでもいいというふうに思っているくらいです。ですから、インボイス制度を中止することによって税率を統一させようという考えは持っていません。

○議長（黛 浩之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

6 番飯塚賢治議員。

〔6 番 飯塚賢治君発言〕

○6 番（飯塚賢治君） 6 番飯塚でございます。

インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）、この案につきまして、反対の立場から討論を行います。

このインボイス制度は、売上1,000万円以下の免税事業者にとっては、多少煩雑になり、御苦労となるところでございますが、消費税納税の義務を果たすためには適格請求書発行事業者となって、消費税課税事業者を選択して消費税を納めればよいのであって、軽減税率を守るためには、また、消費税納税のごまかしなどがなくなるという利点があるので制度の導入を認めたいと思います。

この制度には経過措置があり、制度がスタートしてもすぐに全取引をインボイスで行うわけではありません。令和5年10月1日から令和8年9月までの3年間は従来の80%まで、令和11年9月までは従来の50%までは消費税の仕入れ税額控除を認めてくれる制度になっています。免税事業者の皆様には登録の必要性を見極めながら、インボイス発行事業者になれるよう経過措置が施されています。

以上のことから、この意見書の提出は反対です。

○議長（黛 浩之君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第1号 インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎日程第15 意見書第2号 農業災害と食料自給率向上を求める意見書（案）について

○議長（黛 浩之君） 日程第15、意見書第2号 農業災害支援と食料自給率向上を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番沓澤幸子です。

意見書第2号 農業災害支援と食料自給率向上を求める意見書（案）について、会議規則第14条の規定により提出いたします。

それでは、案文を読み上げて提案理由の説明とさせていただきます。

ロシアによるウクライナ侵略を機に、世界の食料品価格が高騰しています。国連が「第2次大戦以来の食糧危機」と警鐘を乱打するほどです。また、上里町は6月2日の降雹により農作物や農業施設に甚大な被害を生じています。手間をかけた作物は農業施設の被害は、農業従業者の生活と生産継続にも影響を及ぼしています。

しかし、今後も気候危機が懸念されており、農業生産はますます不安定となり、世界の食料危機が心配されるどころです。

日本の食料自給率は37%であり、食料の海外依存の危うさはいよいよ明らかです。肥料、燃料、飼料も軒並み高騰し、米価など農産物価格が低迷する中、「米つくってめし食えず」など、多くの農業経営者が窮地に陥っています。命の源である食料・農産物は、緊急時だからといってすぐに増産することは難しいため、国内生産を拡大し、自給率を高める努力が不可欠です。自給率向上は地球環境保全と人類社会の持続的な発展のためにも必要です。

農業は、国民の命と国土を守る土台です。農業を国の基幹産業と位置づけ、農家の経営が成り立ち、後継者が希望を持てるように支援することは国の責任です。EU諸国は、手厚い保護で農業を守り、食料自給率を向上させています。日本には豊かな自然条件、高い経済力や農業技術など、農業を多面的に発展させる条件があります。よって政府においては、食料自給率向上のための施策を直ちに実行することを強く要望いたします。

1としまして、農業経営への価格保障、所得補償などの支援を抜本的に強め、食料自給率を引き上げること。

2としまして、6月2日の降雹被害に対し、迅速な支援策を講じること。

3といたしまして、今後も予想される、気候危機による農業災害に備えた対策を構築すること。

以上であります。

慎重に審議していただきまして、御議決賜りますようお願いして提案理由の説明といたします。

○議長（黛 浩之君） これで提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第2号 農業災害支援と食料自給率向上を求める意見書（案）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（黛 浩之君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程の追加について

○議長（黛 浩之君） 次に、議員の派遣についての件を日程に追加し、直ちに議題といたし
たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についての件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしまし
た。

◇

◎日程第16 議員の派遣について

○議長（黛 浩之君） 日程第16、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る7月21日、児玉郡町議会議長会主催である児玉郡町議会議員前期研修会に上里町議員を
派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第128条の規定により議会
の議決を求めます。

本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◇

◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長並びに議会広報広聴常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会並びに議会広報広聴常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

◇

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（黛 浩之君） 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黛 浩之君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（黛 浩之君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第3回上里町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時40分閉会